

## 公益社団法人日本分析化学会 X線分析研究懇談会 規約

### (名称)

1. 本会は、公益社団法人日本分析化学会 X線分析研究懇談会と称し、本会委員長の勤務先を所在地とする。

### (目的)

2. 本会は、X線を用いた実際的分析の振興のため、その基礎となるX線分析法について共同研究し、基礎と実際との積極的交流を図ることを目的とする。

### (事業)

3. 本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 研究会(例会)の開催
  - (2) X線分析討論会の主催
  - (3) 講習会、見学会の開催
  - (4) 「X線分析の進歩」誌などの研究成果の刊行
  - (5) X線分析に関する研究業績、功勞の表彰
  - (6) その他

### (運営)

4. 本会は、公開制を原則とする。
  - (1) 本会の事業を円滑に進めるために、運営委員会を設ける。運営委員会は、委員長、副委員長、及び運営委員から構成され、その合議により事業の企画並びに運営を行う。なお、参与は運営委員会に参加し、意見を述べることができる。
  - (2) 運営委員会の運営委員は、運営委員会の推薦に基づき、会員の中から委員長が委嘱する。運営委員の任期は所属機関の定年退職年度までとする。
  - (3) 委員長及び副委員長は、運営委員会において選定する。運営委員会の委員長と副委員長の任期は原則3年とする。但し、再任を妨げない。
  - (4) 貢献が多大であったと認められた運営委員が所属機関を定年退職した場合、当該運営委員に対し、委員長が参与として委嘱する。
  - (5) 運営委員は正当な理由書をもって委員長、副委員長の解任請求ができる。
  - (6) 運営委員会にて「X線分析の進歩」誌編集委員長、X線分析討論会実行委員長等、各種事業の担当責任者を選定する。
  - (7) 「X線分析の進歩」誌編集委員長の任期は5年とする。
  - (8) 必要に応じて専門部会(WG)を設けることができる。
  - (9) 本会の事業に係る経費は、本部補助金、会費並びに各種事業への登録料などにより、これを賄う。

### (会員並びに会費)

5. 本会の会員は本会の趣旨に賛同するものであり、個人会員(名誉会員、A会員、B会員)及び団体

会員とし、別表に示す会費(年額)を納入する。

(表彰)

6. 本研究懇談会は、X線分析に関し功績のあった者及び本研究懇談会に対し功労のあった者を選考委員会で選考の上、運営委員会の承認を経て、これを表彰することができる。詳細は表彰内規により別途定める。

(名誉会員)

7. 本研究懇談会は、X線分析に関し卓越した功績のあった者及び本研究懇談会に対し多大な功労のあった者を、本会運営委員会での推薦および承認を経て、名誉会員として選定することができる。

~~~~~  
別表(会費)

|             |                 |     |            |
|-------------|-----------------|-----|------------|
| 個人会員(名誉会員)： | 日本分析化学会個人会員     |     | 年会費免除      |
| 個人会員(A会員)：  | 日本分析化学会個人会員     |     | 年額 1,000 円 |
|             | 会員外             |     | 年額 1,500 円 |
| 個人会員(B会員)：  | 日本分析化学会個人会員     |     | 年額 4,500 円 |
|             | 会員外             |     | 年額 5,500 円 |
| 団体会員：       | 日本分析化学会 維持・特別会員 | 1 口 | 年額 3,000 円 |
|             | 会員外             | 1 口 | 年額 5,000 円 |

注) ①個人会員(B会員)の会費には、「X線分析の進歩」の頒布料を含む。また、個人会員(名誉会員)及び3口以上納入の団体会員にも、同誌一部を無料頒布する。②団体会員は、1口で任意の2名までを、個人会員・A会員として、本会の各種事業に参加させることができる。参加が1名増すごとに1,000円を徴収する。

2022年3月17日改訂

2024年1月19日改訂